

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜確認に伴う 監視体制の強化並びに正しい知識の普及について

平成30年1月12日付け「日鶏協速報」にて、香川県内の肉用鶏飼養農場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について、お知らせしたところであります。今回の疑似患畜の確認を受け、農林水産省より高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化並びに正しい知識の普及について、会員への周知等、協力依頼がありましたのでお知らせします。

また、安倍総理から農林水産省をはじめとする関係省庁に対して、下記の指示がなされました。

- ・ 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な助言を行うこと
- ・ 現場の情報をしっかり収集すること
- ・ 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認された場合、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること
- ・ 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること

<首相官邸 総理指示に関する情報>

https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/discourse/20190111_siji.html

1. 香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う 監視体制の強化について

農林水産省消費・安全局長から本会会長あてに「香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について」（平成30年1月11日付け29消安第5209号）の通知があり、本病に対する監視・防疫体制の強化について、会員の皆様への周知依頼がありました。

つきましては、引き続き本病に対する厳重な警戒・監視を行うとともに、ウイルスの人・車両又は野鳥を含む野生動物を介した農場内及び家きん舎への侵入防止対策の強化・徹底をお願いします。

<農林水産省 鳥インフルエンザに関する情報>

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/>

2. 高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

平成30年1月11日付け農林水産省3局6課長連名により、本会会長あてに通知があり、本病の発生県産の鶏卵及び鶏肉の取扱いについて、「〇〇県産の鶏卵・鶏肉は扱っていません」といった不適切な告知や、発生県産であることのみを理由とした鶏卵・鶏肉の取引拒否等が行われることのないよう、引き続き本病に関する正確な知識の普及について、会員の皆様への周知依頼がありましたので、特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

なお、家畜伝染病予防法等に基づく防疫措置は、家きんへの本病のまん延を防ぐために行われるものであり、家きんの肉又は卵の摂食により、鳥インフルエンザが人に感染することは世界的にも報告されておらず、食品安全委員会ホームページにおいても、鳥インフルエンザに関する正確な知識を普及するための情報が掲載されておりますので、参照してください。

<食品安全委員会 鳥インフルエンザに関する情報>

http://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html

http://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_iinkai_kangaekata_140424.pdf

【日鶏協回覧板】 発行者：一般社団法人 日本養鶏協会

〒104-0033 東京都中央区新川二丁目6番16号 馬事畜産会館内 (5階)

TEL：(03)3297-5515 FAX：(03)3297-5519 発行日 2018年1月16日

編集・発行責任者：小田上浩史(info@jpa.or.jp)

